

田舎館村農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年7月10日（月）午前8時57分から午前9時24分
- 2 開催場所 田舎館村文化会館3階「リハーサル室」
- 3 出席委員

農業委員（10名）

会 長	10番	福士	眞規
委 員	1番	葛原	慶仁
	2番	菊地	卓朗
	3番	山本	久行
	4番	中山	静子
	5番	鈴木	穰
	6番	福原	義明
	7番	工藤	浩司
	8番	田澤	隆
	9番	白戸	陽平

農地利用最適化推進委員（6名）

担当区域1	工藤	秀範
担当区域2	岩間	孝治
担当区域3	鈴木	秀樹
担当区域4	白戸	卓郎
担当区域5	小山	清孝
担当区域6	鈴木	哲也

- 4 欠席委員（0名）

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記指名

第3 議案第18号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第19号 農用地利用集積計画の決定について

議案第20号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正案に関する意見について

報告第13号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第14号 令和4年度最適化活動の点検・評価について

6 農業委員会事務局職員

事務局 長 工藤 和裕

事務局次長 鈴木 弘和

7 会議の概要

事務局 ただいまより、7月の定例総会を開催いたします。
まず、はじめに田舎館村農業委員会憲章の唱和を行います。

会 長 一つ、農業委員会は （憲章唱和 以下略）

事務局 会長よりあいさつがあります。

会 長 （会長あいさつ 以下略）

それでは、会議をはじめたいと思います。本日の出席委員数は、農業委員10名、推進委員6名です。田舎館村農業委員会会議規則第6条により会議が成立します。

議事録署名者の指名を行います。2番の菊地卓朗委員と3番の山本久行委員を指名します。

書記には、事務局の工藤・鈴木の両名を任命します。

議案に入ります。

議案第18号につきましては、8番田澤隆委員が関係する案件が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定により、審議終了まで、退席をお願いします。

(8 番田澤隆委員 退席 9 : 0 2)

議案第 1 8 号「農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

農地法施行令第 1 条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものであります。

事務局より説明願います。

事務局 議案第 1 8 号について説明いたします。

今月の農地法第 3 条の許可件数は、所有権移転が 4 件です。

【議案第 1 8 号、所有権移転の整理番号 1 8 ～ 2 1 について説明】

3 ページの所有権移転の整理番号 1 8 番については、田舎館小学校の東約 7 5 0 m に位置する農地です。

経営規模拡大を目的として、当該農地の隣接地を耕作している譲受人からの申し出により、双方で協議し売買することとなったものです。

次に、整理番号 1 9 番については、諏訪堂集会所の東北東約 2 9 0 m に位置する農地です。

この農地につきましては、譲受人の●●●さんの父である●●●●さんが、平成 5 年 2 月に譲渡人から贈与を受けていたものでしたが、現在まで未登記であったことが判明したものです。

当時の譲受人は既に死亡しており、また、現況では譲受人が管理していることから、改めて所有権移転手続きを行うため再申請するものです。

次に、整理番号 2 0 番については、高樋老人福祉センターから南東に約 2 1 0 m の住宅地の一角にある農地です。

こちらの農地の元の地番は「1 2 1 番 8」の一部でしたが、現況に合わせて分筆した結果「1 2 1 番 1 5」になったものです。これの経緯についてご説明いたします。

分筆前の「1 2 1 番 8」は、これまでは譲渡人の敷地内にある農地として、当事者間で認識されていたものですが、境界の確認のため測量したところ、実際は、この土地の一部がブロック塀で仕切られており、隣接地所有者である譲受人のイチゴ畑の一部として使用されていることが判明したものです。

その後、双方で協議の上、現況に合わせて分筆することとなり、このイチゴ畑になっている部分が 1 2 1 番 1 5 に分筆され、これを贈与すること

となったものです。

次に、整理番号 21 番については、高樋老人福祉センターの西約 100 m に位置する農地です。

譲受人の自宅に隣接している農地で、かねてから推進委員に家庭菜園として取得したい旨の相談をしていたものですが、下限面積要件の撤廃に伴い、売買することとなったものです。取得後は、自家野菜としてジャガイモなどの作付けを予定しております。

以上、これらの案件は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で、議案の説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。
議案第 18 号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 無いようですので、議案第 18 号は原案のとおり決定することとします。

(8 番田澤隆委員 着席 9 : 07)

次の議案第 19 号につきましては、推進委員の鈴木哲也委員が関係する案件が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」の規定により、審議終了まで、退席をお願いします。

(鈴木哲也推進委員 退席 9 : 07)

それでは議案第 19 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

田舎館村長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたい旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。事務局より説明願います。

事務局 今月の案件は、所有権移転が 2 件、賃貸借権設定が 3 件です。

【議案第 19 号、所有権移転の整理番号 27～28、賃貸借権設定の整理番号 69～71 について説明】

6 ページの所有権移転の整理番号 27 番については、諏訪堂集会所の南東約 450 m に位置する 3 筆です。

これまでも譲受人が賃借して耕作していたものですが、譲受人の経営規模拡大に伴い、双方で協議し売買することとなったものです。

次に、整理番号 28 番は、土矢倉集会所の南約 80 m に位置する農地です。

譲渡人が自身の農業経営の見直しに伴い、隣接地を耕作する譲受人に申出て売買することとなったものです。

次に、7 ページの賃貸借権設定の整理番号 69 番については、田舎館地区の集会施設から北東約 300 m に位置する一団の農地です。

期間満了に伴う再設定です。

なお、貸借期間が 1 年になっておりますが、これは将来的に、こちらの農地を別の農業法人が借受けることで検討されているためです。

次に、整理番号 70 番については、大袋地区の北西に隣接する農地ほか 4 筆です。

期間満了に伴う再設定です。

次に、8 ページをお開きください。

農地中間管理事業の一括方式による賃貸借権設定です。

今回の件数は、整理番号 71 番の 1 件のみとなっております。

以上の経営内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。以上で説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。
議案第 19 号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 無いようですので、議案第 19 号は原案のとおり決定することとします。

(鈴木哲也推進委員 着席 9 : 10)

次に議案第 20 号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正案に関する意見について」を議題といたします。事務局から説明願います。

事務局 それでは議案第 20 号について説明いたします。
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正案について、田

舎館村長から意見聴取があったので、この改正案について意見を求めるものであります。

本案件につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づき作成される県の基本方針が、今年5月に一部改正されたことにより、それに即して各市町村が定める基本構想も改正になるため、これに伴う意見照会でございます。

別添の資料1－1が今回の基本構想の改正案となっており、資料1－2がこれの新旧対照表となっております。

今回の改正内容に関する説明については、産業課の担当者が行います。以上でございます。

会 長 それでは、事務局から概要説明がありましたので、改正の内容についての説明を産業課産業係長お願いします。

産業課産業係長（福地）

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想のことを基本構想と呼んでおります。基本構想は、市町村ごとに農業経営についての目標や支援体制を定めているもので、最もよく使用されている例として、認定農業者の目標の設定基準や、中間管理機構との連携、国の補助事業を受けるために村の目標を示す基準として使用しています。

基本構想も通常5年に1度の更新を行うものですが、今年度農業経営基盤強化促進法の一部改正が行われましたので、それに伴いまして田舎館村の基本構想も対象箇所の変更を行っております。

ただし、今回の法改正に伴う文言修正だけとなりますので、農業経営の目標面積等の数字はそのままにしてあります。こちらの変更は、次回令和7年の通常の更新時に見直しを行う予定です。

今回の主な変更点は、基本構想の元となる法令の変更、「人・農地プラン」が「地域計画」へ名称変更になること、国補助事業に絡む新規就農者へのサポート体制について項目が盛り込まれたこと、利用権設定促進事業の廃止による項目の削除、基盤法変更後の経過措置が行われることについての記述の変更、などです。

改正の内容につきましてボリュームがありますので、この場ですぐにご質問を頂戴するのも難しいかと思っておりますので、ご意見等がありましたら次回更新時に反映させたいと考えております。ですので、いつでも産業課の方へご連絡又はお声がけ下されば助かります。

担当からは以上です。

会 長 ただいま説明のありました議案第 20 号について、意見、質問等ありませんか。

委 員 （ありませんの声）

会 長 無いようですので、議案第 20 号につきましては、原案のとおり承認することといたします。

次に、報告事項に入ります。

報告第 13 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について」を事務局から説明願います。

事務局 報告第 13 号について説明いたします。

報告第 13 号は、農地法施行規則第 68 条第 1 項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。

【報告第 13 号について説明】

会 長 只今の報告について、質問等ありませんか。

委 員 （ありませんの声）

会 長 無いようですので、報告第 13 号を終わります。

次に、報告第 14 号「令和 4 年度最適化活動の点検・評価について」を事務局から説明願います。

事務局 報告第 14 号について説明いたします。

令和 4 年度の最適化活動について、農業委員、推進委員から毎月の活動記録簿を提出していただき、その 1 年間の活動内容を取りまとめ、農林水産省経営局長通知及び農地政策課長通知に基づき点検・評価をしたので報告するものです。

資料 2－1 をご覧ください。

まずは、1 の最適化活動の成果目標からご説明します。

（1）農地の集積についてです。目標の集積率 74.4％に対して、実績は 74％でしたので、目標に対する達成状況としては 99.4％とわずかに目標には及びませんでした。

次に（2）遊休農地の解消等についてです。緑区分の解消目標面積 0.7ha に対して、実績は 0ha でした。

黄区分の解消工程表につきましては、該当する遊休農地がないため策定なしとなっております。

なお、農地パトロールにおいて、遊休農地の新規発生は見られませんでしたので、目標・実績ともに0となっております。

次に（３）新規参入の促進については、農地所有者の同意を得る農地面積の目標8.7haに対して、実績は0haとなっております。

続きまして、2の最適化活動の活動目標についてご説明します。

（１）推進委員等が最適化活動を行う日数についてです。令和4年度の目標は月6日として設定しておりました。これに対しての実績は、1か月あたりの平均活動日数が4.5日となりました。

（２）活動強化月間について、目標としては11月、12月、1月を強化月間として戸別訪問等を設定しておりましたが、実施には至っておりませんでした。

（３）新規参入相談会への参加についてですが、こちらについても目標どおりの参加には至っておりませんでした。

続きまして、3の点検・評価結果についてご説明いたします。

まずは右側にあります、推進委員等の点検・評価結果からご説明します。関連しますので、別添の資料2-2をご覧ください。

こちらは最適化活動を行う委員15名の活動実施状況を取りまとめたものになります。氏名は非表示にしてありまして、番号も議席番号とは異なりますのでご了承ください。

まず、左から2列目の活動日数には各委員が1年間に実施した活動の合計が記載されております。1番多い方ですと、8番の方が168日活動したということになります。

右側の列が活動内容になりまして、農地の集積に向けた活動から新規参入の促進活動まで、活動日数の内訳の数字が記載されております。

補足ですが、6番の方については、活動日数が57日となっておりますが、内訳の数字を合計すると59日になり、2日の誤差が生じております。これは、同じ日に2回以上の活動を行った場合でも、1日としてカウントされるため誤差が生じているものです。

右から2列目・3列目の自己の点検・評価については、先日各委員から提出していただいた活動実績、成果実績が記載されております。

右端の列、全体としての評語につきましては、活動日数や成果実績、活動実績を点数化して積み上げた結果が表示されております。これを見ますと、8番の方が「目標に対して期待を上回る結果が得られた」となっており、そのほかの方は、「目標に対して期待をやや下回る結果となった」となっております。

それでは資料２－１にお戻りください。ただいまご説明しました全体としての評語を元にして、３の点検・評価結果にあります「評語ごとの該当する推進委員等の人数」に記載されております。

以上を踏まえ集計した結果、当農業委員会の点検・評価結果は、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となりました。

以上で説明を終わります。

会 長 只今の報告について、質問等ありませんか。

委 員 （ありませんの声）

会 長 無いようですので、報告第１４号を終わります。
以上で、今日の総会の議案は、全て終了しました。
ありがとうございました。